

静岡市教育委員会規則第1号

静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年2月16日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市図書館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「図書館資料」の次に「(電子書籍(書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。))であって、電子計算機等を利用してその内容を容易に認識することができるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条、次条から第5条まで、第6条、第12条から第14条まで及び第16条において同じ。))」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(電子書籍の貸出しを受けることができる個人)

第5条の2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる者とする。

第6条の見出し中「図書館カード」を「図書館カード等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）第4条第1項の規定により電子計算機から入力して図書館カードの交付を受けようとする場合は、図書館カードに代えて、個人貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。

第8条の見出し中「返却」を「返却等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用者番号の交付を受けた者は、前項各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

第9条中「図書館カード」の次に「及び利用者番号」を加える。

第10条中「図書館カード」の次に「又は利用者識別情報(館外貸出しの利用者を識別する情報で教育長が別に定めるものをいう。))」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(電子書籍の貸出しの手続)

第10条の2 電子書籍の貸出しを受けるときは、教育長が別に定める方法により行わなければならない。

第13条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 電子書籍の貸出しを受けられる点数は、1人につき3点以内とし、貸出しの期間は貸出日の翌日から14日以内とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

交 付  
図書館カード 申込書  
再交付

※太枠の中を記入し、身分証を添えて本人が申請してください。

年 月 日 提出
(宛先) 静岡市教育長 (当てはまるところに「✓」印をつけてください。) <input type="checkbox"/> 1 静岡市図書館条例及び同施行規則を遵守しますので、図書館カードを交付してください。 <input type="checkbox"/> 2 図書館カードを紛失しましたので、カードを再交付してください。

利用者番号	新		旧	
-------	---	--	---	--

カナ				大正・昭和・平成・令和
氏名	姓	名	生年月日	年 月 日
住所	〒 — — — — — 番 号 番地  (マンション名など)  号室			電話番号
				自宅・呼出 ( ) —
				携帯電話番号
				— —
その他	勤務先 (市外に居住し市内に勤務している場合に記入)			勤務先電話番号 ( ) —
	通学先 学校名・学年 (市外に居住し市内に通学している場合に記入)			
	住民票の住所 (居所と住民票の住所が異なる場合に記入) 〒 — — — — —			電話番号 ( ) —
	代理提出者氏名 (療養・長期入院等により本人以外の者が提出する場合に記入)			申込者との続柄 ( )

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第6条関係)

交 付  
 団体用図書館カード 申込書  
 再交付

※太枠の中を記入してください。

年 月 日 提出
(宛先) 静岡市教育長 (当てはまるところに「✓」印をつけてください。) <input type="checkbox"/> 1. 静岡市図書館条例及び同施行規則を遵守しますので、図書館カードを交付してください。 <input type="checkbox"/> 2. 図書館カードを紛失しましたので、カードを再交付してください。

利用者番号	新	旧
-------	---	---

団 体	カナ		構 成 員 数	成 子 合	人 ど も 計	人 人 人
	名称					
団 体 責 任 者	カナ		電話番号 (    )    - F A X (    )    - E-mail 担当者名			
	氏名					
	住 所					

(注) 新規に図書館カードの交付を申し込むときは、団体の構成員及び活動内容がわかる資料並びに団体責任者の住所が確認できる身分証明書を持参してください。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第11条関係)

図書館カード現況届出書

年 月 日 提出

(宛先) 静岡市教育長

※太枠の中を記入してください。

利用者番号	
-------	--

団 体	カナ		構 成 員 数	成 子 合	人 も 計	人 人 人
	名称					
	所在地	〒           —				
団 体 責 任 者	カナ					
	氏名					
	住所	〒           —				

(注) 団体の構成員がわかる資料及び団体責任者の住所が確認できる身分証明書を持参してください。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市図書館条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市図書館条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。